

県南広域振興局長告示第16号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成22年1月26日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
すがわら皮膚科クリニック	一関市山目字中野62番地1	平成21年7月31日
佐藤歯科医院	一関市大東町沖田字本宿4番地1	平成21年8月26日
あさひ調剤薬局	一関市花泉町涌津字上原29番地2	平成21年12月31日